

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十五号

徳島県のお事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県のお事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表二十九の項2中「停止命令」を「停止の命令」に改め、同項6を次のように改める。

6 政令第三十八条本文の規定による当該職員による児童福祉施設の実地検査及び同条ただし書の規定による児童福祉施設の実地検査に代えてする報告の徴収又は当該職員による確認

第二条第二項の表三十の項2中「停止命令」を「停止の命令」に改め、同表三十一の項4を次のように改める。

4 政令第三十八条本文の規定による当該職員による児童福祉施設の実地検査及び同条ただし書の規定による児童福祉施設の実地検査に代えてする報告の徴収又は当該職員による確認

附則

この条例は、公布の日から施行する。